

特約組立型総合保険／別表

- 別表1 請求書類
 別表2 対象となる不慮の事故
 別表3 対象となる高度障害状態
 別表4 対象となる身体障害の状態
 別表5 対象となる要介護状態
 別表6 公的介護保険制度、要介護1、要介護2以上
 別表10 対象となる身体障害の状態および給付割合表
 別表11 対象となる生活障害状態

- 別表12 対象となる重度認知症
 別表13 精神疾患
 別表14 入院、在宅療養
 別表15 公的医療保険制度

※別表7、別表8、別表9については、新規のご契約では適用することができないため記載を省略しています。

別表1 請求書類

1. 保険金、年金、給付金の支払または特約保険料の払込免除の請求書類

項目		必要書類	
1 死亡保険金	定期保険特約	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券
	終身保険特約	第3条	
	生存給付定期保険特約	第3条	
2 収入保障年金	収入保障特約	第3条	ア. 第1回の収入保障年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券
	収入保障特約＜遙減型＞	第3条	イ. 第2回以後の収入保障年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 収入保障年金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (3) 年金証書
3 災害保険金	傷害特約	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 死亡給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
	死亡による災害割増保険金	災害割増特約	第3条
4 高度障害保険金	定期保険特約	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書
	終身保険特約	第3条	(3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）
	生存給付定期保険特約	第3条	(4) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券

5	高度障害年金	収入保障特約	第3条	<p>ア. 第1回の高度障害年金の場合</p> <p>(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券</p>
		収入保障特約＜遁減型＞		<p>イ. 第2回以後の高度障害年金の場合</p> <p>(1) 会社所定の請求書 (2) 高度障害年金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (3) 年金証書</p>
6	高度障害状態による災害割増保険金	災害割増特約	第3条	<p>(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券</p>
7	介護保険金	介護保障特約＜有期型＞	第3条	<p>(1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類（第2項第1号アによる介護保険金の場合に限ります。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券</p>
		介護保障特約＜終身型＞	第3条	<p>(1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類（第2項第1号アによる介護年金の場合に限ります。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券</p>
8	介護年金	介護収入保障特約	第3条	<p>ア. 第1回の介護年金の場合</p> <p>(1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類（第2項第1号アによる介護年金の場合に限ります。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券</p>
				<p>イ. 第2回以後の介護年金の場合</p> <p>(1) 会社所定の請求書 (2) 介護年金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (3) 年金証書</p>
9	軽度介護給付金	介護保障特約＜有期型＞	第3条	<p>(1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券</p>
		介護保障特約＜終身型＞	第3条	<p>(1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券</p>
		介護収入保障特約	第3条	<p>(1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券</p>

10	重度障害保険金	重度障害保障特約	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券
11	就業不能年金	就業不能保障特約 (2012)	第3条	ア. 第1回の就業不能年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券
				イ. 第2回以後の就業不能年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 就業不能年金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (4) 年金証書
12	特定疾患就業不能給付金	就業不能保障特約 (2012)	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券
13	障害給付金	傷害特約	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
14	生存給付金	生存給付金付定期保険特約	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 契約者の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (4) 保険証券
15	特約保険金	リビング・ニーズ特約	第24条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、特約保険金の受取人と被保険者が同一人の場合は不要） (4) 特約保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券

16	特約保険料の払込免除	定期保険特約	第5条	<p>(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類（身体障害の状態による請求の場合に限ります。） (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 保険証券</p>
		収入保障特約	第6条	
		終身保険特約	第5条	
		介護保障特約＜有期型＞	第5条	
		介護保障特約＜終身型＞	第5条	
		介護収入保障特約	第6条	
		重度障害保障特約	第5条	
		就業不能保障特約（2012）	第6条	
		生存給付金付定期保険特約	第5条	
		傷害特約	第5条	
		災害割増特約	第5条	
		収入保障特約＜遞減型＞	第6条	
		生活障害保障特約	第5条	
		介護終身年金特約＜認知症加算型＞	第6条	
		就業不能保障特約（2020）	第7条	
17	保険料払込免除特約による特約保険料の払込免除	保険料払込免除特約	第20条	<p>(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書（第23条第1項第8号による請求の場合は、診断書および治療証明書） (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書（第23条第1項第1号、第2号アまたは第3号アによる請求の場合に限ります。） (4) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書（第23条第1項第2号イまたは第3号イによる請求の場合に限ります。） (5) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (6) 保険証券</p>
18	生活障害保険金	生活障害保障特約	第3条	<p>(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の身体障害者手帳の写し（生活障害状態（別表11）の(1)による生活障害保険金の場合に限ります。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券</p>

				ア. 第1回の介護終身年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類（第2項アによる介護終身年金の場合に限ります。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 成年後見に関する登記事項証明書（別表12-(2)②に該当する場合に限ります。） (5) 任意後見監督人選任以後の登記事項証明書（別表12-(2)③に該当する場合に限ります。） (6) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (7) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (8) 保険証券
19	介護終身年金	介護終身年金特約＜認知症加算型＞	第3条	イ. 第2回以後の介護終身年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書（介護終身年金の支払開始後に重度認知症（別表12）に該当した場合に限ります。） (3) 成年後見に関する登記事項証明書（介護終身年金の支払開始後に別表12-(2)②に該当した場合に限ります。） (4) 任意後見監督人選任以後の登記事項証明書（介護終身年金の支払開始後に別表12-(2)③に該当した場合に限ります。） (5) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (6) 介護終身年金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (7) 年金証書
20	就業不能給付金	就業不能保障特約（2020）	第4条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券
21	就業不能年金	就業不能保障特約（2020）	第4条	ア. 第1回の就業不能年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券 イ. 第2回以後の就業不能年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 就業不能年金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (4) 年金証書

(注1) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(注2) 官公署、会社、工場その他の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を契約者および死亡給付受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、契約者である団体が当該保険契約の死亡または高度障害状態を支払事由とする保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金等の請求の際、次の(1)または(2)のいずれかおよび(3)の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

2. その他の請求書類

	項目			必要書類・手続書類
1	保険契約の復活	普通保険約款	第16条	(1) 会社所定の申込書 (2) 会社所定の告知書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社の指定した医師の診断書）
2	保険料の払込方法の変更	普通保険約款	第19条	(1) 会社所定の請求書
3	保険金額等の減額	普通保険約款	第20条	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
4	契約者の変更	普通保険約款	第21条	(1) 会社所定の請求書 (2) 旧契約者の印鑑登録証明書 旧契約者死亡の場合 ア. 旧契約者の除籍抄本 イ. 相続人の印鑑登録証明書 ウ. 旧契約者の相続関係がわかる戸籍謄本 (3) 保険証券 (4) 被保険者の同意書
5	死亡給付受取人の変更	普通保険約款	第22条	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の同意書
	傷害疾病給付受取人の変更	普通保険約款	第23条	
6	遺言による保険金等の受取人の変更	普通保険約款	第24条	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 遺言書が検認されたことを証する書類 (4) 旧契約者の除籍抄本 (5) 申出人の印鑑登録証明書 (6) 申出人と旧契約者との相続関係を証する戸籍謄本 (7) 保険証券 (8) 被保険者の同意書
7	契約者に対する貸付	普通保険約款	第27条	(1) 会社所定の申込書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券

8	保険金等の受取人による保険契約の存続	普通保険約款	第34条	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険金等の受取人が第34条第2項の金額を債権者等に支払ったことを証する書類 (3) 保険金等の受取人が契約者または被保険者の親族の場合は、契約者または被保険者との親族関係を証する書類 (4) 保険金等の受取人の印鑑登録証明書 (5) 保険証券 (6) 契約者の同意書
9	払戻金の支払	普通保険約款	第36条	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
10	社員配当金の支払	普通保険約款	第37条	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券

(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外來の事故をいい、「急激」、「偶発」および「外來」の定義は表(1)によるものとします。ただし、表(2)の事故は対象となる不慮の事故から除外します。

表(1) 急激、偶発および外來の定義

定義	
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいい、被保険者の故意にもとづくものは該当しません。
外來	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。

(備考) 急激かつ偶発的な外來の事故に該当する例、該当しない例は次のとおりです。

該当する例	該当しない例
次のような事故は、表(1)の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外來の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 <small>できずい</small> ・窒息	次のような事故は、表(1)の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外來の事故に該当しません。 ・高山病におけるその原因 ・乗物酔いにおけるその原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表(2) 除外する事故

① 疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したままその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
② 疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
③ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息 <small>そく</small>
④ 気象条件による過度の高温による事故（日射病・熱射病などの原因となったものをいいます。）

⑤ 次の症状の原因となった事故

- ア. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
- イ. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
- ウ. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる「高度障害状態」とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの【備考1】
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの【備考2】
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの【備考4】
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考6】
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考6】
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考6】
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの【備考6】

別表4 対象となる身体障害の状態

対象となる「身体障害の状態」とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの【備考1】
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの【備考3】
- (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの【備考5】
- (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの【備考6】
- (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの【備考6】
- (6) 1肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの【備考6】
- (7) 1手の手指のうち第1指（母指）および第2指（示指）を含む4手指以上を失ったもの【備考7】
- (8) 両手とも、第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考7】
- (9) 10足指を失ったもの【備考8】

別表3・4 備考

【備考1】 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

【備考2】 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ア. 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - イ. 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ウ. 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

【備考3】耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオージオメータで行ないます。
(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

【備考4】常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取・排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

【備考5】脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

【備考6】上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

【備考7】手指の障害

- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
(2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

【備考8】足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表5 対象となる要介護状態

1. 認知症による要介護状態

認知症による要介護状態とは、医師の資格をもつ者により器質性認知症^{【備考1】}と診断確定され、意識障害^{【備考2】}のない状態において見当識障害^{【備考3】}があり、かつ、他人の介護を要する状態をいいます。ただし、見当識障害は、「器質性認知症」の診断確定を行なった医師によって診断されることを要します。

2. 寝たきりによる要介護状態

寝たきりによる要介護状態とは、常時寝たきり状態で、次の各号のすべてに該当して他人の介護を要する状態をいいます。

- (1) ベッド周辺の歩行が自分でできないこと。
(2) 次の①から④のうち2項目以上に該当すること。
① 衣服の着脱が自分でできない。
② 入浴が自分でできない。
③ 食物の摂取が自分でできない。
④ 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分でできない。

別表5 備考

【備考1】器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定され、」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを診断確定された場合をいいます。
① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること。
② 正常に成熟した脳が、前①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること。

(2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
ピック病の認知症	F02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1
ハンチントン病の認知症	F02.2
パーキンソン病の認知症	F02.3
ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病の認知症	F02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾患有る場合には、その疾患有るものをいいます。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

【備考2】意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとて反応することのできる状態を意識がはつきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動搖しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

【備考3】見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

a. 時間の見当識障害

：常時、季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。

b. 場所の見当識障害

：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。

c. 人物の見当識障害

：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表6 公的介護保険制度、要介護1、要介護2以上

「公的介護保険制度」、「要介護1」、「要介護2以上」とは、次のものをいいます。

(1) 公的介護保険制度	介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）に基づく介護保険制度
--------------	-------------------------------------

(2) 要介護1	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護1の状態
(3) 要介護2以上	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態

別表10 対象となる身体障害の状態および給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1.両眼の視力を全く永久に失ったもの【備考1】 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの【備考2】 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの【備考5】 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考8】 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考8】 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考8】 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの【備考8】	10割
第2級	8.1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの【備考8】 9.10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考9】 10.1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11.両耳の聴力を全く永久に失ったもの【備考3】	7割
第3級	12.1眼の視力を全く永久に失ったもの【備考1】 13.1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの【備考8】 14.1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの【備考8】 15.1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指以上失ったもの【備考9】 16.10足指を失ったもの【備考10】 17.脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの【備考7】	5割
第4級	18.両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの【備考1】 19.言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの【備考2】 20.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの【備考6】 21.1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの【備考8】 22.1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの【備考8】 23.1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24.1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの【備考9】 25.1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの【備考9】 26.10足指の用を全く永久に失ったもの【備考10】 27.1足の5足指を失ったもの【備考10】	3割

	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの【備考8】 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの【備考8】 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの【備考9】	
第5級	31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの【備考9】 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの【備考10】 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの【備考3】 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの【備考3】 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの【備考4】 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの【備考7】	1.5 割
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの【備考8】 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの【備考8】 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの【備考9】 41. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの【備考10】 42. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの【備考10】 43. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの【備考10】	1 割
(注1)	身体障害の状態が上記の2種目以上に該当する場合には、その給付割合は、それぞれの身体障害の状態に対応する給付割合の合計割合とします。ただし、身体の同一部位【備考11】に生じた2種目以上の身体障害の状態については、そのうち最も上位の種目に対応する給付割合をもって、その給付割合とします。	
(注2)	すでに上記の身体障害のあった身体の同一部位【備考11】に生じた身体障害については、その給付割合は、次の(1)の給付割合から(2)の給付割合を差し引いて得られる割合とします。 (1) すでにあった身体障害を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合 (2) すでにあった身体障害の状態に対応する給付割合。ただし、2種目以上に該当する場合には、そのうち最も上位の種目に対応する給付割合とします。	

別表10 備考

【備考1】眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

【備考2】言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

【備考3】耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオージオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

(3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が70デシベル以上（40cmをこえると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

【備考4】 鼻の障害

(1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。

(2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

【備考5】 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

【備考6】 日常活動動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自分では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

【備考7】 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

(3) 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

【備考8】 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

(3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。

【備考9】 手指の障害

(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。

(2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

【備考10】 足指の障害

(1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

(2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

【備考11】 同一部位

「同一部位」とは、それぞれ次の部位をいいます。

(1) 1上肢については、肩関節以下をすべて同一部位とします。

(2) 1下肢については、また関節以下をすべて同一部位とします。

(3) 眼については、両眼を同一部位とします。

(4) 耳については、両耳を同一部位とします。

(5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。

(6) 別表10の第1級の4、5、6もしくは7、第2級の8、9もしくは10、第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

別表11 対象となる生活障害状態

対象となる「生活障害状態」とは、次のいずれかの状態をいいます。

(1)	障害の級別が1級、2級または3級の身体障害者手帳が交付された障害 【備考1】	身体障害者福祉法（昭和24年 法律第283号）にもとづき定められた身体障害者障害程度等級表に定める障害に該当し、その障害に対して、同法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級の身体障害者手帳の交付があったもの。
(2)	糖尿病による代謝の障害 【備考2】	<p>インスリン治療を受け、かつ、代謝の障害による合併症を原因として次のいずれかの状態に該当したもの。</p> <p>① 増殖性硝子体網膜症手術を受けたもの。</p> <p>② 神経または血行の障害により手指または足指が次のいずれかの状態に該当したもの。</p> <p>ア. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの。</p> <p>イ. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指以上の用を全く永久に失ったもの。</p> <p>ウ. 10足指の用を全く永久に失ったもの。</p>

別表11 備考

【備考1】障害の級別が1級、2級または3級の身体障害者手帳が交付された障害

この特約の保険期間満了後に障害の級別が1級、2級または3級の身体障害者手帳の交付があった場合で、この特約の保険期間満了の日以前に当該身体障害者手帳の交付を申請していたときは、この特約の保険期間中に当該身体障害者手帳の交付があったものとみなして取り扱います。

【備考2】糖尿病による代謝の障害

(1) 「糖尿病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
糖尿病 代謝障害（E70～E90）のうち、 治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの（E89）中の、 治療後低インスリン血症	E 10～E 14 E 89.1

(2) 「インスリン治療を受け」とは、血糖値上昇を抑制するため、医師の指示によるインスリン治療（妊娠・分娩にかかるインスリン治療は除きます。）を、その開始日から起算して180日以上継続して受けたものをいいます。ただし、経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限ります。

(3) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱います。

(4) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(5) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

(6) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

(7) この特約の保険期間中にインスリン治療を開始し、この特約の保険期間満了の日から起算して180日以内に糖尿病による代謝の障害に定める状態に該当したときは、この特約の保険期間中に該当したものとみなして取り扱います。

別表12 対象となる重度認知症

「重度認知症」とは、次の(1)および(2)のいずれにも該当するものをいいます。

(1) 医師の資格をもつ者により器質性認知症^{【備考1】}と診断確定され、意識障害^{【備考2】}のない状態において見当識障害^{【備考3】}があること。

(2) 次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）」（次表）に基づく被保険者の認知症の程度がⅢ、ⅣまたはMのいずれかであると医師の資格をもつ者により判定されていること。
＜認知症高齢者の日常生活自立度判定基準＞

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的には自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢ a に同じ
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

② 民法（明治29年法律第89号）に定める後見開始の審判を受けていること。

③ 被保険者を委任者とする任意後見契約（任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）に定める任意後見契約をいいます。）について、家庭裁判所により任意後見監督人が選任されたことにより、当該任意後見契約の効力が生じていること。

別表12 備考

【備考1】器質性認知症

(1) 「器質性認知症と診断確定され、」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを診断確定された場合をいいます。

① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること。

② 正常に成熟した脳が、前①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること。

(2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 | CD-10 (2003年版) 準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

【備考2】意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとて反応することのできる状態を意識がはつきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏睡（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）に分けられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンシア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動搖しやすいに加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

【備考3】見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- a. 時間の見当識障害
：常時、季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- b. 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- c. 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表13 精神疾患

「精神疾患」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 | CD-10 (2013年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
精神及び行動の障害 ただし、以下のものは除きます。 <ul style="list-style-type: none"> ・アヘン類使用による精神及び行動の障害、依存症候群（F 11.2） ・大麻類使用による精神及び行動の障害、依存症候群（F 12.2） ・鎮静薬又は催眠薬使用による精神及び行動の障害、依存症候群（F 13.2） ・コカイン使用による精神及び行動の障害、依存症候群（F 14.2） ・カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神及び行動の障害、依存症候群（F 15.2） ・幻覚薬使用による精神及び行動の障害、依存症候群（F 16.2） ・揮発性溶剤使用による精神及び行動の障害、依存症候群（F 18.2） ・多剤使用及びその他の精神作用物質使用による精神及び行動の障害、依存症候群（F 19.2） 	F 00～F 99

別表14 入院、在宅療養

「入院」、「在宅療養」とは、次のものをいいます。

(1) 入院	医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下本(1)において同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下本(1)において同じ。）が必要であり、かつ、自宅等（病院および診療所 ^{【備考1】} 以外の施設を含みます。以下(2)において同じ。）での治療が困難なため、病院または診療所 ^{【備考1】} に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること。
(2) 在宅療養	医師による治療が必要であり、かつ、日本国内の自宅等で、計画的な訪問診療 ^{【備考2】} または医師の指示・診療にもとづく計画的な訪問看護・指導等 ^{【備考2】} を受けながら治療に専念すること。

別表14 備考

【備考1】病院、診療所

「病院」または「診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものをいいます。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫（ねんざ）または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）

(2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

【備考2】計画的な訪問診療、計画的な訪問看護・指導等

「計画的な訪問診療」または「計画的な訪問看護・指導等」は、公的医療保険制度（別表15）にもとづく医科診療報酬点数表^{【備考3】}によって在宅患者診療・指導料（往診料および救急搬送診療料を除きます。以下同じ。）が算定されることを要件とします。ただし、労働者災害補償保険が適用されたために在宅患者診療・指導料が算定されない場合など、当社が認めた場合はこの限りではありません。

【備考3】医科診療報酬点数表

診療または看護・指導等を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表15 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

※障害の図解

身体部位の名称は、次のとおりとします。

